

岐阜県保育研究協議会会費規程

(目的)

第1条 本規程は、岐阜県保育研究協議会（以下「本会」という）会則第4条第4項の規定に基づき会費に関する事項を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費は年会費とし、別表のとおりとする。

2 第1号正会員の場合は、全国保育協議会並びに全国保育士会が定める会費を、第2号正会員及び準会員の場合は、全国保育士会が定める会費を併せて納入するものとする。

(規程の改廃)

第3条 本規程の改廃は、協議員総会において行う。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。

(別表)

1 第1号正会員会費

区 分	本会会費額	全国保育協議会・ 全国保育士会会費
施設会費	1施設 5,000円	1施設 5,000円
保育士等会費	1人 2,000円	1人 600円

2 第2号正会員会費

区 分	本会会費額	全国保育協議会・ 全国保育士会会費
施設会費	1施設 5,000円	
保育士等会費	1人 2,000円	1人 600円

3 準会員

区 分	本会会費額	全国保育士会会費
保育士等会費	1人 2,000円	1人 600円